

高第1973号  
令和4年11月18日

各	特別養護老人ホーム	}	施設長 様
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅	}	管理者 様
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		

健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

高齢者施設（入所施設）従事者等に対する頻回検査のための抗原定性検査キット  
の2回目配付について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。  
県では、令和4年11月9日付け高第1896号により、高齢者施設（入所施設）従事者等に対する抗原定性検査キットの配付について通知をしたとおり、各施設に対し、一律1000キットの配送を行っているところです。  
続いて、下記のとおり、2回目の検査キットの配付を行いますので、追加配付を希望する場合は、別紙を御参照の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

記

#### 1 対象施設

特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

※ 千葉市、船橋市、柏市が所管する事業所は、それぞれの市にお問い合わせください。

#### 2 申込期間

令和4年11月21日（月）から11月25日（金）まで

#### 3 梱包物

1箱につき次の2点を梱包し、配送いたします。

- (1) 抗原定性検査キット
- (2) 県からの案内文 2枚（両面印刷）

#### 4 配送について

発送伝票に記載される発送者名は「抗原定性検査キット頻回検査事務局」となりますので、受け取りの際には、御注意ください。

#### 【問い合わせ先】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課  
地域活動推進班 野村 齋藤

電話：043-223-2342

Mail：kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp